労働基準法33条と除雪作業

労働基準法３３条１項について

○　災害その他避けることのできない事由により、臨時の必要がある場合において、労働基準監督署長への事前の許可又は事後の届出を行うことにより、時間外労働の上限規制の時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる制度です。

○　事前の許可を受けていたのでは間に合わない場合には、事後の届出が可能です。

除雪作業への労働基準法３３条１項の適用について

○　道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合には、労働基準法33条１項が適用されます。

○　例えば以下のような場合が該当します。

・　安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に、除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合

・　人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合

・　降雪により交通等への社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合

除雪作業に付随する業務について

○　労働基準法 33 条第１項の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、その対応に当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれます。

○　雪害については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当します。

○　個別の事案にもよりますが、除雪作業の「降雪前の見回り業務」、「凍結防止剤の散布業務」、「除雪機械の誘導・交通整理の業務」、「除雪作業に向けた準備業務」及び「作業従事者の食事等を準備する業務」等については、除雪作業に必要不可欠に付随する業務として行う場合には、対象となり得ます。

割増賃金等の支払いについて

○　労働基準法33条の許可又は届出の対象であったしても、割増賃金等の支払いは必要です。

割増賃金率	時間外労働	２割５分以上（１か月60時間を超える時間外労働は５割以上）
	休日労働	３割５分以上
	深夜労働	２割５分以上

（※）時間外労働が深夜労働（午後10時から午前５時まで）となった場合、60時間以内の時間外労働は５割以上（２割５分＋２割５分）、休日労働が深夜労働となった場合は６割以上（３割５分＋２割５分）の割増賃金を支払う必要があります。

健康障害防止のために

○　労働基準法33条１項の許可又は届出の対象であれば、時間外労働の上限規制は適用されませんが、その場合であっても働く方に過重労働による健康障害が生じないようにするための措置を講じる必要があります。

○　労働基準法33条１項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。

○　また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが重要です。（詳細は次ページ参照）

建設業の時間外労働の上限規制について

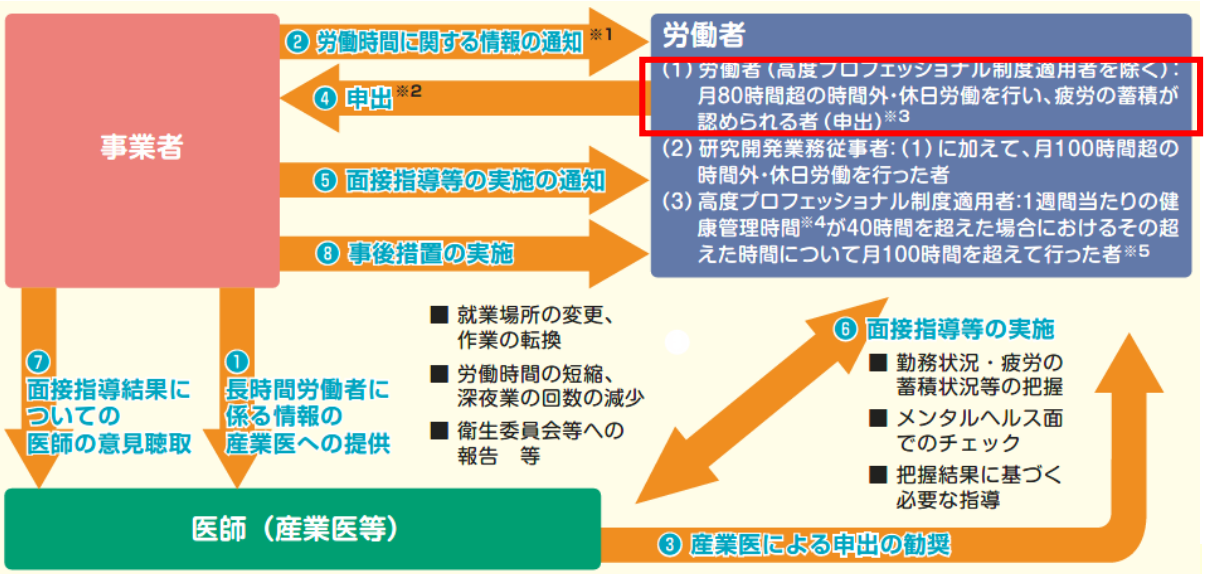
○　詳細はパンフレット等をご覧ください。

（パンフレット）
建設業の時間外労働の上限規制に関する上限規制
わかりやすい解説
（https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf）

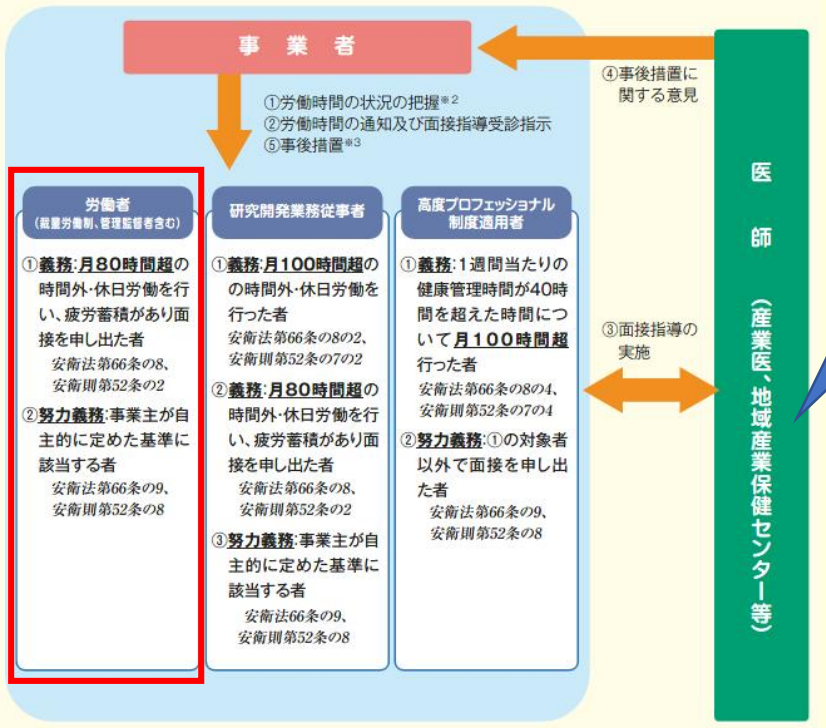
（Q&A）
建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A
（https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf）

長時間労働者への医師による面接指導制度

「医師による面接指導制度」は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。



※1　時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。
※2　月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象
※3　月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。
月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましい。
※4　対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間（労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間）と事業場外において労働した時間との合計の時間。
※5　1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。



※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。
※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。
※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

山形産業保健総合支援センターで医師による面接指導を無料で実施しています。

面接指導制度の詳細はこちらのパンフレットを参照